



参考資料

資料1	施策体系	70
資料2	環境目標項目一覧	72
資料3	市の役割の主な施策	73
資料4	計画策定までの経過	80
資料5	函館市環境審議会	81
資料6	計画策定に係る各種調査	84
資料7	函館市環境基本条例	86
資料8	用語索引	88

目指すべき環境像	基本目標	環境の現状と課題	
未来に向かい「人と自然が共生するまち」はこだて	まや地ちさ球しにい	地球環境	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化について、日本の年平均気温はこの100年間で約1.11℃上昇しています ・酸性雨について、国では酸性雨の長期モニタリングを行っています ・オゾン層の破壊について、国では規制対象物質の段階的対策を行っています ・森林減少について、国では森林保全に向け国際協力を進めています ・海洋汚染について、国では油や廃棄物の排出規制など、船舶などに対する監視・指導を行っています ・生物多様性の状況について、国では全国の自然環境の現状や変化の状況を把握するため調査を行っています
	安心して暮らせるまち	大気	<ul style="list-style-type: none"> ・大気環境はおおむね良好な状況です ・引き続き自動車排出ガスの抑制や適正な監視体制の確保が必要です ・悪臭に対する苦情の割合が多く、適正な施設管理などが必要です
		水	<ul style="list-style-type: none"> ・松倉川水系や常盤川水系の一部で汚濁が見られます ・今後も適正な監視体制が必要です ・健全な水循環の確保に向けた取り組みが必要です
		騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車騒音については、昼夜とも環境基準を超過している地点が見られます ・生活騒音や工事などにおける騒音・振動に対しては、近隣住民への配慮が必要です ・騒音に対する苦情の割合が多く、規制基準の遵守が求められます ・今後も適正な監視体制が必要です
		化学物質	<ul style="list-style-type: none"> ・適正管理の確立および情報の収集が必要です ・今後も化学物質や人体への影響が懸念される事象などに対する調査・研究が必要です
		る共自豊ま生然かちすと	自然
	ぎうる感おいと安ち	自然とのふれあいの場	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地において自然とふれあうことのできる水辺が少ないと感じられています ・快適に憩える公園などの整備が必要です ・緑化運動や水辺の美化など、身近な取り組みが必要です
		景観	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的町並みをはじめとした都市景観の形成が進められています ・函館山からの眺望景観は多くの市民、観光客に親しまれていますが、環境への配慮も必要です ・美化に対する意識・マナーの向上が求められています
	資源を大切にするまち	廃棄物	資源の循環的利用 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物として処理されるものの中には、循環資源として利用できるものが含まれています ・資源が有効利用される、資源循環システムの構築が必要です 廃棄物 <ul style="list-style-type: none"> ・1人1日あたりの排出量は横ばい傾向であることから、今後も減量化に取り組む必要があります ・産業廃棄物については、再資源化が進んでいますが、引き続き発生抑制に向けた取り組みが必要です ・不法投棄の対策として、意識啓発に向けた取り組みが必要です
		エネルギーの有効利用	<ul style="list-style-type: none"> ・使用電力量は増加しています ・省エネルギーの推進や自然エネルギーの利用を促進する必要があります ・公共交通機関利用者数が減少しています
こつこつとくるとまち		環境教育・意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・正しい知識と問題解決能力を有する人材育成に向けた取り組みが必要です ・環境教育や環境学習の取り組みは行われていますが、今後は一層の充実が必要です ・環境保全意識の向上を図るため、更なる情報提供が必要です
	環境保全活動	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な取り組みが行われていますが、今後はより積極的・自発的な行動が必要です ・環境に関する行事や市民活動への参加が必要です ・環境保全活動の拡大や連携への取り組みが必要です 	

具体的方針	施策の柱
地球環境の保全に努めます	<ul style="list-style-type: none"> ○温暖化の防止 ○酸性雨への対策 ○オゾン層破壊の防止 ○森林の保全 ○海洋汚染の防止 ○生物多様性の保全
すがすがしい空気を守ります	<ul style="list-style-type: none"> ○自動車・交通対策 ○工場・事業場対策 ○大気の監視 ○悪臭への対策
清らかなせせらぎや美しい海を守ります	<ul style="list-style-type: none"> ○生活排水への対策 ○事業活動による水質汚濁の防止 ○川や海、地下水の水質の監視 ○水循環の確保
やすらぎの音環境を守ります	<ul style="list-style-type: none"> ○自動車・交通による騒音・振動への対策 ○工場・事業場・建設作業による騒音・振動への対策 ○近隣騒音への対策 ○騒音・振動の監視
安全な暮らしを守ります	<ul style="list-style-type: none"> ○有害化学物質の発生抑制 ○化学物質などへの対策
たくさんの生き物が息づく自然を守ります	<ul style="list-style-type: none"> ○希少な動植物の保護 ○動植物の生息・生育環境の保全 ○自然保護意識の向上
水と緑とのふれあいのある生活空間をつくります	<ul style="list-style-type: none"> ○緑化の推進 ○親水空間の創造 ○ふれあいの推進
個性とゆとりある町並みをつくります	<ul style="list-style-type: none"> ○地域特性を生かした町並みづくり ○夜景の保全 ○美化の推進
循環型の社会をつくります	<ul style="list-style-type: none"> ○3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進 ○廃棄物の適正処理
エネルギーを有効活用します	<ul style="list-style-type: none"> ○省エネルギーの推進 ○自然・未利用エネルギーの利用促進 ○公共交通の利用促進
環境保全意識の向上に努めます	<ul style="list-style-type: none"> ○環境保全に関する人づくりの推進 ○環境教育・環境学習の充実と普及 ○環境情報の充実と共有
環境保全活動の輪を広げます	<ul style="list-style-type: none"> ○環境保全活動の推進 ○環境ネットワークの形成 ○国際協力の推進

資料2 環境目標項目一覧

環境目標項目	目標値	平成20年度 調査結果	客観的データ項目等	平成20年度の 状況
地球環境の保全	-	-	地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の 策定により設定 二酸化炭素排出量の削減目標	-
空気の満足度	80%	78.0%	二酸化硫黄濃度：環境基準値(0.04ppm)以下 二酸化窒素濃度：環境基準値(0.06ppm)以下 浮遊粒子状物質：環境基準値(0.10mg/m ³)以下	0.003ppm 0.028ppm 0.045 mg/m ³
水の満足度	80%	59.4%	BOD(松倉川)：観測地点の環境基準達成率100% BOD(一般河川)： 観測地点の水質目標(5mg/l以下)達成率100%	100% (6/6地点) 91.3% (21/23地点)
音の満足度	80%	70.2%	自動車交通騒音：環境基準達成率100%	100% (面的評価)
ダイオキシン類濃度	-	-	大気：環境基準値(0.6pg-TEQ/m ³)以下 水質：環境基準値(1pg-TEQ/l)以下 底質：環境基準値(150pg-TEQ/g)以下 土壌：環境基準値(1,000pg-TEQ/g)以下	0.019pg-TEQ/m ³ 0.073pg-TEQ/l 1.3pg-TEQ/g 2.3pg-TEQ/g
自然環境の満足度	80%	74.3%	-	-
公園や広場が十分と 感じる人の割合	80%	56.7%	都市公園等の整備目標： 市民1人あたりの都市公園面積 24m ² /人 (目標年次 平成27年)	22.53m ² /人
快適な町並みと 感じる人の割合	80%	51.5%	-	-
分別収集への取り組み に心がけている人の 割合	100%	97.3%	一般廃棄物処理基本計画における一般廃棄物 排出量の減量目標： 対平成17年度見込比11.7%以上減 (目標年次 平成27年度)	8.9%減
エネルギーの 有効活用 (節電への取り組み に心がけている人 の割合)	100%	90.8%	地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の 策定により設定 二酸化炭素排出量の削減目標(再掲)	-

施策の柱

施策

担当部局

地球にやさしいまち

1 地球環境の保全に努めます

温暖化の防止	地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定 コンパクトなまちづくりの推進 低公害車の導入促進 省資源、廃棄物対策の推進 省エネルギーや自然エネルギー利用などエネルギー対策の推進 森林の保全 地球温暖化防止に関する意識啓発	環境部 都市建設部 環境部 環境部 関係部 農林水産部 環境部
酸性雨への対策	自動車、工場などからの排出ガスの抑制 違法駐車防止対策の推進	環境部 市民部
オゾン層破壊の防止	オゾン層破壊に関する各種情報の収集	環境部
森林の保全	型枠材などへの再生使用可能な製品の利用	関係部
海洋汚染の防止	生活排水や事業所排水などの適正処理 油流出事故などへの対応	関係部 関係部
生物多様性の保全	条約や国際協定への協力	関係部

安心して暮らせるまち

2 すがすがしい空気を守ります

自動車・交通対策	幹線道路の整備 市公用車への低公害車の率先導入 低公害車フェアの開催などによる普及の促進 エコドライブの普及促進 自転車走行に配慮した道路整備 公共交通の充実と利用の促進 街路樹の植栽や道路舗装率の向上	関係部 全部局 環境部 環境部 土木部 企画部 土木部
工場・事業場対策	ばい煙の適正処理に対する届け出状況の確認や自主測定の指導 ばい煙発生施設や粉じん発生施設への法令などの遵守指導 建設作業時などにおける土埃などの発生防止の指導 産業活性化資金の活用	環境部 環境部 関係部 経済部
大気の監視	一般環境大気測定局の適正配置や新たな測定項目の設定 自動車排出ガス測定局舎の新設 野焼きの防止・指導	環境部 環境部 環境部
悪臭への対策	悪臭発生の防止・指導	環境部

3 清らかなせせらぎや美しい海を守ります

生活排水への対策	公共下水道の整備 水洗便所改造等資金の融資 特定環境保全公共下水道の整備 合併処理浄化槽設置整備事業による設置資金助成など 環境パネル展や環境教育による水質汚濁防止の啓蒙普及	水道局事業部 水道局事業部 水道局事業部 環境部 関係部
事業活動による水質汚濁の防止	立入検査の実施など排出基準の遵守指導 農薬安全使用基準による農薬の適正使用を指導 産業活性化資金の活用 開発行為などにおける水質汚濁防止の指導・助言	環境部 農林水産部 経済部 関係部
川や海、地下水の水質の監視	河川の水質汚濁調査の実施 小田島川水質浄化対策 海域の水質汚濁調査の実施 沿岸漁場等環境調査の実施 地下水の定期モニタリング調査などの実施 水質試験検査機器整備 水質汚濁防止の普及啓発や環境教育の実施	環境部 土木部 関係部 農林水産部 環境部 関係部 関係部
水循環の確保	多自然型川づくり構想に基づく河川環境の整備 市民団体の美化活動への支援 水辺の環境学習の推進 水源かん養林の整備 雨水利用施設，雨水浸透施設などの公共施設への導入 環境パネル展や水道展などによる節水意識の普及啓発	土木部 関係部 関係部 関係部 関係部 関係部

4 やすらぎの音環境を守ります

自動車・交通による騒音・振動への対策	幹線道路の整備や交通管制システムの拡充などによる交通の円滑化 公共交通の充実と利用の促進 自転車走行に配慮した道路整備 街路樹の植栽などによる道路緑化の推進 住宅防音工事や緩衝緑地帯の造成 空港周辺環境基盤施設の整備	土木部 企画部 土木部 土木部 港湾空港部 港湾空港部
工場・事業場・建設作業による騒音・振動への対策	法令に基づく規制基準の遵守や周辺への配慮を指導 産業活性化資金の活用 工場立地法による工場緑地の確保 工業用地の整備促進	環境部 経済部 関係部 経済部
近隣騒音への対策	営業騒音や拡声放送などへの指導 日常生活における騒音の周辺への配慮を啓発	関係部 環境部
騒音・振動の監視	自動車や列車・航空機の騒音調査の実施	環境部

5 安全な暮らしを守ります

有害化学物質の発生抑制	廃棄物の適正処理に関する監視・指導	環境部
	処理施設などの施設の適正管理についての指導	環境部
	産業活性化資金の活用	経済部
	農薬安全使用基準による農薬の適正使用や節減の支援	農林水産部
化学物質などへの対策	大気，土壌，河川などにおけるダイオキシン類濃度測定の実施	関係部
	排出事業所に対する調査・指導	環境部
	化学物質などに関する各種情報の収集	関係部
	建築物の解体などの工事における，アスベスト粉じんの飛散防止に関する監視・指導	関係部
	空き地の適正管理	保健所

豊かな自然と共生するまち

6 たくさんの生き物が息づく自然を守ります

希少な動植物の保護	野生動植物の保護・保全	関係部
	函館山の環境に配慮した登山道の渋滞対策	関係部
	生態系に配慮した樹種などによる植栽	農林水産部
動植物の生息・生育環境の保全	鳥獣保護区および特別保護地区の存続	土木部
	農地等保全管理事業の推進	農林水産部
	市有林の整備および私有林整備の支援	農林水産部
	多自然型川づくり構想による生態系に配慮した川づくり	土木部
	特定外来生物にによる生態系などへの影響の防止	関係部
自然保護意識の向上	自然環境保全意識啓発イベントの開催	関係部
	緑の愛護団体の育成，緑化顕彰制度	住宅都市施設公社

うるおいと安らぎを感じるまち

7 水と緑とのふれあいのある生活空間をつくります

<p>緑化の推進</p>	<p>緑の基本計画の推進 花壇の整備や植樹樹への花いっぱい運動の実施 学校など公共施設における緑化推進 都市計画公園などの整備 函館山緑地の整備 河畔林の創出，河川区域内のオープンスペースの緑化 緑の島や港湾緑地の整備 街路樹の植栽などによる道路緑化の推進 保存樹木・保存樹林管理の助成</p>	<p>土木部 住宅都市施設公社 住宅都市施設公社 土木部 土木部 土木部 港湾空港部 土木部 土木部</p>
<p>親水空間の創造</p>	<p>多自然型整備を主眼とした緩傾斜護岸や散策路，休憩施設などの整備 河岸の緑化や河川敷を利用した河畔林の創出 親水プロムナードなど親水公園の整備 海岸などの美化活動の推進</p>	<p>土木部 土木部 関係部 土木部</p>
<p>ふれあいの推進</p>	<p>花と緑のパートナーシップの拡充 生け垣づくりの促進 市民参加による緑化活動の推進 緑化指導者の育成 ホタルの育成事業の推進 植栽（花苗，樹木）などについての助言・指導 市民菜園の開設および充実 農業体験施設の開設および充実 水辺の環境学習の推進</p>	<p>住宅都市施設公社 土木部 関係部 土木部 住宅都市施設公社 関係部 農林水産部 農林水産部 環境部</p>

8 個性とゆとりある町並みをつくります

<p>地域特性を 生かした 町並みづくり</p>	<p>伝統的建造物群の保存 文化財庭園の整備 五稜郭跡の環境整備 函館市縄文文化交流センターの建設 埋蔵文化財包蔵地などの調査・情報提供 景観形成指定建築物などの保全 町並み基金による防寒改修補助，利子補給，維持管理補助 都市景観形成地域の指定 景観協定や景観形成市民団体への助成など パブリックアートの設置 市街地再開発事業や土地区画整理事業による住みよいまちづくりの推進 都市景観形成における公共施設の先導的役割 広場・ポケットパークの整備 街区公園や近隣公園の整備 屋外広告物に対する規制・指導 まちづくり講座の開催 景観アドバイザーによる事前相談制度</p>	<p>生涯学習部 生涯学習部 生涯学習部 生涯学習部 生涯学習部 都市建設部 都市建設部 都市建設部 都市建設部 都市建設部 都市建設部 都市建設部 都市建設部 都市建設部 都市建設部 都市建設部 都市建設部 都市建設部 都市建設部</p>
<p>夜景の保全</p>	<p>函館山緑地の整備 夜景グレードアップ構想の推進 街路灯や低照明，光のモニュメントへの自然エネルギーの活用検討</p>	<p>土木部 観光コンベンション部 関係部</p>
<p>美化の推進</p>	<p>看板，広報紙，美化キャンペーンなどによる美化意識の啓発活動 副読本の作成や出前講座など環境教育の推進 ポイ捨て条例の遵守徹底 散乱状況定点調査の実施 一斉清掃の呼びかけと運動への支援 美化団体への活動支援 市道幹線道路などの除雪</p>	<p>環境部 環境部 環境部 環境部 環境部 環境部 環境部 土木部</p>

資源を大切にすまち

9 循環型の社会をつくります

<p>3R (リデュース・リユース・リサイクル)の推進</p>	<p>函館市ごみ減量・再資源化優良店認定制度の推進 コンポスト容器，電動生ごみ処理機等購入補助制度による生ごみ減量化対策の推進 業界への周知徹底などによる産業廃棄物の減量化 有用物質の抽出技術やリサイクル可能製品の開発促進 資源回収団体への支援 新たなごみ処理システムの検討 函館市簡易包装等推進懇話会などによる自粛の呼びかけ 過剰包装の自粛，ノートレイ運動促進など消費者教育の推進 家庭や地域における資源循環意識の啓発 各種リサイクル法の周知啓発 グリーン購入の促進</p>	<p>環境部 環境部 関係部 経済部 環境部 環境部 環境部 関係部 環境部 関係部 環境部</p>
<p>廃棄物の適正処理</p>	<p>函館市一般廃棄物処理基本計画の推進 廃棄物適正処理の指導 ごみの分別に関する啓発 不法投棄防止の指導，監視体制の充実 海岸漂着物への対応</p>	<p>環境部 環境部 環境部 環境部 土木部</p>

10 エネルギーを有効活用します

<p>省エネルギーの推進</p>	<p>省エネルギー意識の向上 省エネルギーに配慮した建築物の建設促進 省エネルギー効果の高い街路灯の導入など 流通機能の効率化などの啓発 エコドライブの普及促進</p>	<p>関係部 都市建設部 土木部 経済部 環境部</p>
<p>自然・未利用エネルギーの利用促進</p>	<p>地域新エネルギービジョンの推進 街路灯やモニュメント，建物などへの自然エネルギーの活用 風力の有効利用 コージェネレーションシステムの導入など ごみ焼却工場の廃熱の有効利用 消化ガスの有効利用</p>	<p>経済部 関係部 経済部 関係部 環境部 水道局事業部</p>
<p>公共交通の利用促進</p>	<p>公共交通の充実と利用の促進 乗客サービスの向上</p>	<p>企画部 交通局管理運輸部</p>

こころと参加でつくるまち

11 環境保全意識の向上に努めます

環境保全に関する人づくりの推進	高等教育機関との連携などによる人材の育成 各種講座や研修会の開催	関係部 関係部
環境教育・環境学習の充実と普及	環境教育・環境学習推進基本方針の推進 小中学校における環境教育の推進 研修会や講演会の開催 生涯学習における環境学習の推進	関係部 関係部 関係部 生涯学習部
環境情報の充実と共有	環境モニター制度の推進 環境情報の提供 函館市環境白書の発行	環境部 環境部 環境部

12 環境保全活動の輪を広げます

環境保全活動の推進	エコマーク商品の普及やグリーン購入の促進 函館市環境配慮率先行動計画の推進 ワークショップの手法による公園づくり 環境影響評価制度の検討 NPOなどの市民団体活動への支援	関係部 環境部 土木部 環境部 関係部
環境ネットワークの形成	市民団体などとの環境ネットワークの形成 コミュニティ施設としての町会館の建設支援 「地球にやさしいまちづくり協議会」の継続 国および他の地方公共団体との協力	環境部 市民部 環境部 関係部
国際協力の推進	国際会議の誘致・開催、姉妹都市との交流促進 技術者の派遣や研修生の受け入れ	企画部 関係部

資料4 計画策定までの経過

平成 21 年 5 月	函館市環境審議会へ平成 20 年度実施の函館市環境基本計画策定基礎調査結果を説明
平成 21 年 6 月	地球にやさしいまちづくり協議会(庁内組織)へ策定スケジュールを説明
平成 21 年 11 月	地球にやさしいまちづくり協議会(庁内組織)へ計画素案(案)を説明
平成 21 年 12 月	パブリックコメント募集 民生常任委員会へ計画素案を報告
平成 22 年 2 月	函館市環境審議会へ函館市環境基本計画〔第 2 次計画〕について諮問
平成 22 年 3 月	函館市環境審議会から函館市環境基本計画〔第 2 次計画〕について答申 地球にやさしいまちづくり協議会(庁内組織)へ計画最終案を説明 函館市環境基本計画〔第 2 次計画〕の決定

(1) 開催経過

- 平成22年 2月 9日 正副会長選出
函館市環境基本計画〔第2次計画〕について諮問
函館市環境基本計画〔第2次計画〕案審議
第1章 函館市環境基本計画とは
第2章 函館市の環境の現状と課題
第3章 函館市が目指す環境像
- 2月16日 函館市環境基本計画〔第2次計画〕案審議
第2章 函館市の環境の現状と課題
第3章 函館市が目指す環境像
第4章 推進体制
- 2月23日 答申の取りまとめ
- 3月 2日 函館市環境基本計画〔第2次計画〕について答申

(2) 委員名簿

区分	氏名	役職名等	備考
1 学識経験のある者 (条例第36条第2項 第1号に規定する者)	米田 義昭	北海道大学名誉教授	会長
	三浦 汀介	北海道大学名誉教授	
	綿貫 豊	北海道大学大学院水産科学研究院 准教授	
	長谷 昭	北海道教育大学函館校 教授	
	若松 裕之	函館大学 教授	
	大久保 孝樹	函館工業高等専門学校 教授	
	佐々木 恵一	函館工業高等専門学校 准教授	
	川口 貴之	函館工業高等専門学校 准教授	
	松崎 文子	函館短期大学付設調理師専門学校 講師	
	渡辺 友子	北海道建築士会女性委員会 委員	副会長
	植松 直	函館弁護士会 会員	
2 関係行政機関の職員 (条例第36条第2項 第2号に規定する者)	篠原 吉雄	函館海洋气象台 次長	
	佐藤 創	北海道立林業試験場道南支場 支場長	
	渡辺 安廣	北海道立函館水産試験場 場長	
3 その他市長が必要と 認める者 (条例第36条第2項 第3号に規定する者)	櫻井 健治	函館商工会議所 常務理事	
	高谷 広行	函館市漁業協同組合 専務理事	
	佐々木 修平	函館市亀田農業協同組合 専務理事	
	杉林 千一	函館東商工会 筆頭理事	
	須藤 文代	函館市町会連合会 常任理事	
	長谷川 茂子	函館市女性会議 会計	
	小鳥 二郎	南北海道自然保護協会 副会長	
	ピーター・ハウレット	北海道地球温暖化防止活動推進員	
	川端 和雄	公募	
	長谷川 泰明	公募	
	門間 春博	公募	

(敬称略)

(3) 諮問・答申

函 環 企
平成22年2月9日

函館市環境審議会
会長 米 田 義 昭 様

函館市長 西 尾 正 範

函館市環境基本計画〔第2次計画〕について（諮問）

環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、函館市環境基本条例第8条第4項の規定に基づき、函館市環境基本計画〔第2次計画〕について意見を求めます。

（環境部環境保全対策室環境企画課）

平成22年3月2日

函館市長 西 尾 正 範 様

函館市環境審議会
会長 米 田 義 昭

函館市環境基本計画〔第2次計画〕について（答申）

平成22年2月9日付けで当審議会に対し、函館市環境基本計画について諮問を受け、これまで慎重に審議を重ねてまいりました。

その結果、当審議会としては、概ね妥当であるとの結論に達し、審議会の意見を別紙のとおり取りまとめましたので、ここに答申いたします。

(1) 函館市環境基本計画策定基礎調査

① 調査目的

現計画の検証や、本市の実態の分析などについて、環境基本計画〔第2次計画〕における長期的な目標や、施策の方向等を定めるための基礎調査を平成20年度に行った。

② 調査内容

- ・地域環境の現状（函館市の概況，生活環境，自然環境，快適環境，地球環境，環境教育）
- ・現計画の進捗状況と効果等
- ・国等の計画の分析
- ・函館市の環境の課題

(2) 函館市の環境に関する市民アンケート調査

① 調査目的

環境基本計画〔第2次計画〕の策定の基礎資料とするため、市民が環境について日頃から感じていることや、生活を取り巻く環境に対する満足度、よりよい環境づくりのために取り組んでいることなどについてアンケート調査を行った。

② 調査方法

18歳以上の函館市民を対象に住民基本台帳より1,000人を無作為抽出し、アンケート票を郵送配布・回収の方法により実施した。

調査地域 函館市全域

調査対象 18歳以上の函館市民

配布数 1,000票

抽出方法 住民基本台帳による無作為抽出

調査方法 郵送配布～郵送回収方式

調査期間 平成20年11月4日（火）～平成20年11月28日（金）

③ 回収状況

回収数（率） 481票（48.1%）

(3) 函館市の環境に関する事業所アンケート調査

① 調査目的

環境基本計画〔第2次計画〕の策定の基礎資料とするため、市内の事業所に対し、事業活動における環境保全に対する考えや取り組みなどについてアンケート調査を行った。

② 調査方法

函館市内の100事業所を抽出し、アンケート票を郵送配布・回収の方法により実施した。

調査地域 函館市全域

調査対象 函館市内の事業者

配布数 100票

調査方法 郵送配布～郵送回収方式

調査期間 平成20年11月4日（火）～平成20年11月28日（金）

③ 回収状況

回収数（率） 56票（56.0%）

函館市環境基本条例（平成11年9月29日条例第38号）

目次

前文

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 環境の保全および創造に関する基本的施策（第7条～第31条）

第3章 地球環境保全の推進のための施策（第32条・第33条）

第4章 環境審議会（第34条～第41条）

附則

函館市は、北海道の南端部に位置し、温暖な気候、豊かな自然、さわやかな空気、おいしい水に恵まれ、我が国最初の国際貿易港として開港して以来、外国の文明を積極的に取り入れることにより国際性豊かな歴史と文化をはぐくみ、異国情緒あふれるまちへと成長し、交通の要衝として、また、高度な都市機能を持つ南北北海道の政治、経済および文化の中心地として発展を続けてきた。

しかし、経済的發展や都市化の進展は、私たちの生活を便利にした反面、資源やエネルギーの大量消費により身近な環境にさまざまな影響を及ぼし、更には人類の生存基盤である地球全体の環境をも脅かすまでに至っている。

私たちは、健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を享受する権利を有するとともに、身近な自然環境や生活環境、更にはかけがえのない地球環境を保全し、良好な状態で将来の世代に引き継ぐ責務を負っている。

今、21世紀を迎えるに当たり、私たちは、資源の循環的な利用等により、環境に負荷を与えている社会経済活動や生活様式を見直すとともに、人間もまた自然の生態系を構成する一員であるという自覚の下に、人間と自然との共生関係の回復を目指し、地域はもとより世界の人々と協力して環境の保全に努めなければならない。

このような考え方に立ち、函館市に集うすべての人々が、環境への負荷の少ない社会の実現に向け、自ら参加し、行動することで、良好な環境を保全し、ならびに快適な環境を維持し、および創造するとともに、かけがえのない地球環境の保全に貢献していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全ならびに快適な環境の維持および創造（以下「環境の保全および創造」という。）について、基本理念を定め、ならびに市民、事業者および市の責務を明らかにするとともに、環境の保全および創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在および将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化またはオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体またはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献すると

ともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）および悪臭によって、人の健康または生活環境（人の生活に密接な関係のある財産ならびに人の生活に密接な関係のある動植物およびその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全および創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ引き継いでいくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全および創造は、本市に集うすべての人々が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、環境に十分配慮することにより、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全および創造は、市民、事業者および市がそれぞれの責務を自覚し、自主的かつ積極的に取り組むとともに、相互に協力し、連携することにより推進されなければならない。

4 地球環境保全は、市民、事業者および市が自らの課題としてとらえ、それぞれの事業活動および日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全および創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全および創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる廃棄物等の適正な処理その他の公害を防止し、または自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用されまたは廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等

を利用するように努めなければならない。

- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全および創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全および創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市の責務)

第6条 市は、環境の保全および創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施する責務を有する。

2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定および実施に当たっては、環境の保全および創造について配慮しなければならない。

第2章 環境の保全および創造に関する基本的施策

(施策の策定等に係る基本方針)

第7条 環境の保全および創造に関する施策の策定および実施は、第3条に定める環境の保全および創造についての基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 人の健康が保護され、および生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、緑地、水辺等における多様な自然環境が保全されること。

(3) 自然との豊かな触合いを確保するとともに、地域の個性を生かした都市景観の形成および歴史的文化的遺産の保全に努め、潤いと安らぎのある快適な環境を創造すること。

(4) 地球環境保全に資する環境への負荷の少ない循環型社会を構築するため、資源の循環的な利用、廃棄物の減量およびエネルギーの有効利用を積極的に推進すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、函館市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全および創造に関する目標

(2) 環境の保全および創造に関する施策の方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全および創造に関する重要事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民および事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ函館市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境白書)

第9条 市長は、毎年、市民に環境の状況、環境への負荷の状況および環境基本計画に基づき実施された施策の状況を明らかにするため、函館市環境白書を作成し、公表するものとする。

(環境影響評価の措置)

第10条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測または評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正な配慮をすることができるように必要な措置を講ずるものとする。

(規制等の措置)

第11条 市は、公害の原因となる行為および自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、指導、助言その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(経済的措置)

第12条 市は、市民および事業者が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全に資する措置をとることを助長するため必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、特に必要があるときは、市民または事業者に適正かつ公平な経済的な負担を求める措置を講ずるものとする。

(環境の保全および創造に関する施設の整備等)

第13条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備および健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民および事業者による資源の循環的な利用、廃棄物の減量およびエネルギーの有効利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設および維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、廃棄物の減量およびエネルギーの有効利用に努めるものとする。

(海域、河川等の水質の保全等)

第15条 市は、良好な水環境を保全するため、海域、河川等の水質の保全、親水性の高い水辺空間の創造、海岸線の維持その他の必要な措置を講ずるものとする。

(森林および緑地の保全等)

第16条 市は、人と自然とが共生できる基盤としての緑豊かな環境を確保するため、森林および緑地の保全、緑化の推進

その他の必要な措置を講ずるものとする。

(野生生物の生育環境の保全等)

第17条 市は、野生生物の多様性を損なうことのないよう適正に保護するため、その生息環境の保全その他の必要な措置を講ずるものとする。

(夜景等の保全等)

第18条 市は、自然と調和した魅力ある都市景観の形成を図るため、夜景および歴史的・文化的遺産の保全ならびに地域の特性に配慮した良好な町並みの形成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(美観の維持)

第19条 市は、美観の維持およびその意識の高揚を図るため、ごみの散乱の防止その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第20条 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の積極的な利用に努めるとともに、市民および事業者による当該製品等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全および創造に関する教育および学習の推進)

第21条 市は、市民および事業者が環境の保全および創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全および創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、環境の保全および創造に関する教育および学習を推進するものとする。

2 前項の場合において、市は、特に児童および生徒の環境の保全および創造に関する教育および学習を積極的に推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の意見の反映等)

第22条 市は、環境の保全および創造に関する施策に、市民、事業者およびこれらの者の組織する民間の団体（以下この条および次条において「民間団体」という。）の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、その施策の推進に当たっては、市民、事業者および民間団体の参加の機会を確保に努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第23条 市は、市民、事業者または民間団体による環境の保全および創造に関する自発的な活動が促進されるように必要な支援の措置を講ずるものとする。

(事業者の環境管理に関する取組の促進)

第24条 市は、事業者がその事業活動に伴う環境への負荷を低減するよう自主的な管理を行うことを促進するため、必要な支援の措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第25条 市は、第21条の規定による環境の保全および創造に関する教育および学習の推進ならびに第23条の規定による環境の保全および創造に関する自発的な活動の促進に資するため、環境の保全および創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査および研究の実施)

第26条 市は、環境の保全および創造に資するため、必要な調査および研究の実施に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第27条 市は、環境の状況を的確に把握するため、必要な監視、測定、試験および検査の体制の整備に努めるものとする。

(事業者との協定)

第28条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため特に必要があるときは、事業者との間で環境への負荷の低減に関する協定を締結するものとする。

(国および他の地方公共団体との協力)

第29条 市は、市の区域外に及ぶ環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全および創造のために広域的な取組を必要とする施策については、国および他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第30条 市は、各機関が緊密に連携して、環境の保全および創造に関する施策の調整を図るとともに、施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第31条 市は、環境の保全および創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 地球環境保全の推進のための施策

(地球の温暖化の防止等に関する施策の推進)

第32条 市は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を積極的に推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力の推進)

第33条 市は、地球環境保全に資するため、国、他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、環境の保全に関する技術、情報等の提供により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 環境審議会

(設置)

第34条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、函館市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第35条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全および創造に関する基本的事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関し市長に意見を述べることができる。

(組織および委員等)

第36条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係行政機関の職員

(3) その他市長が必要と認める者

3 審議会に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

4 特別委員は、学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 職能の故をもって委嘱された委員が、その職を退いたときは、委員を解嘱されたものとする。

7 委員は、再任されることができる。

8 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、特別委員を解嘱されたものとする。

(会長および副会長)

第37条 審議会に会長および副会長各1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第38条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員および議事に関する特別委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員および特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第39条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第40条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(補則)

第41条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4章[中略]の規定は、平成11年12月1日から施行する。

[以下略]

環境関連用語集

(五十音順)

あ 行

アジア森林パートナーシップ	11
アジェンダ21	10
アスベスト(石綿)	21
雨水利用	38
硫黄酸化物	12
一酸化窒素	12
一般環境大気測定局	13
一般廃棄物	26
一般廃棄物処理基本計画	03
雨水浸透施設	39
エコドライブ	36
エコマーク商品	51
NPO	56
エネルギー効率の良い建築物	52
オゾン層	04
オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書	10
温室効果ガス	02

か 行

カーシェアリング	36
街区公園	23
海洋汚染	04
外来動植物	45
各種リサイクル法	50
合併処理浄化槽	39
河畔林	45
環境汚染物質排出・移動登録(PRTR)	21
環境学習	23
環境基準	12
環境ネットワーク	33
環境配慮指針	58
環境への負荷	34
環境モニター制度	54
気候変動に関する政府間パネル	05
規制基準	19
98%値	13
京都議定書	02

近隣公園	23
クリーンエネルギー	30
グリーン購入	51
公害	14
降下ばいじん	12
コージェネレーションシステム	52
国連森林フォーラム	11
コンパクトなまちづくり	34
コンポスト	30

さ 行

再生資源	51
3R	50
産業廃棄物	26
酸性雨	04
酸性雨長期モニタリング計画	09
COD	16
ジクロロメタン	13
資源の集団回収	50
自然エネルギー	27
持続的な発展	25
自動車排出ガス測定局	13
市民アンケート調査	13
市民1人あたりの整備面積	23
循環型社会	25
親水公園	23
親水プロムナード	23
侵入種	11
森林原則声明	10
水源かん養林	39
生態系	38
生態系に配慮した川づくり	38
生物多様性	04
ソーラーシステム	53

た 行

ダイオキシン類	13
WECPNL	19

地球温暖化	02
地球サミット	10
地球にやさしいまちづくり協議会	66
地区公園	23
窒素酸化物	09
中間処理	26
低公害車	35
底質	20
テトラクロロエチレン	12
特定外来生物	44
都市景観形成地域	48
都市公園	23
トリクロロエチレン	12

な 行

内分泌かく乱化学物質(環境ホルモン)	20
75%値	16
二酸化硫黄	12
二酸化窒素	12
2%除外値	13
野焼き	36

は 行

ばい煙	14
廃棄物	11
函館市環境審議会	66
函館市環境白書	02
BOD	15
ビオトープ	22
東アジア酸性雨モニタリングネットワーク	09
浮遊粒子状物質(SPM)	12
フリーマーケット	30
フロン	10
粉じん	14
ベンゼン	12
放射能	21
保存樹木, 保存樹林	46
北海道洞爺湖サミット	05

ま 行

マイバッグ	51
水循環	16
水の再利用	30
緑の基本計画	03
未利用エネルギー	52

や 行

有害化学物質	21
有害紫外線	10
有害大気汚染物質	13

ら 行

リサイクル	25
リスクコミュニケーション	43
リデュース	25
リフォーム	25
リユース	25
類型	16

函館市環境基本計画〔第2次計画〕

発行／平成 22 年 3 月

編集／函館市環境部環境保全対策室

環境企画課

〒 040-0022 函館市日乃出町 26 番 2 号

TEL 0138-51-0742

FAX 0138-51-3498

HP <http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/kankyoh/>

